

## ■ 教育振興基本計画

### 【概説】

平成20年7月1日、我が国で初めての教育振興基本計画が閣議決定され、国会に報告された。教育振興基本計画は、平成18年12月に改正された教育基本法第17条第1項の規定に基づく政府の計画であり、改正教育基本法の理念の実現に向け、今後おおむね10年先を見通した教育の目指すべき姿と、平成20年度から24年度までの5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策について示している。

教育振興基本計画は、4つの章から構成されている。

まず、第1章では、現下の教育をめぐる課題や社会の変化の動向を踏まえた上で、我が国の将来の発展の原動力たり得るものは人づくり、すなわち教育をおいてほかになく、改正教育基本法の理念の実現に向けて、我が国は今改めて「教育立国」を宣言し、教育の振興に向けて社会全体で取り組むべきことを主張している。

第2章においては、「今後10年間を通じて目指すべき教育の姿」に関して、義務教育修了までと修了後の2つの段階に区分した上で、それぞれについて目指すべき姿を明らかにしている。

まず、義務教育修了段階までについては、「すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる」ことを掲げ、そのために「ア 公教育の質を高め、信頼を確立する」こと、「イ 社会全体で子どもを育てる」ことを明記している。

また、義務教育修了後については、「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」ことを掲げ、そのために「ア 高等学校や大学等における教育の質を保証する」こと、「イ 「知」の創造等に貢献できる人材を育成する。こうした観点から、世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学等の国際化を推進する」ことを明記してい

## 1 教育一般 教育振興基本計画

る。あわせて、これら各段階における教育の充実を通じて、生涯学習社会の実現を目指すことを示している。

さらに、第2章の後段では、上記のような教育の姿を実現するために求められる教育投資の方向について記載している。

まず、我が国の教育に対する公財政支出が他の教育先進国と比較して低い（対GDP比においてOECD平均5.0%に対し、日本3.5%）と指摘されていること、特に小学校就学前段階や高等教育段階では家計負担を中心とした私費負担が大きいことなどを明らかにしている。こうしたデータについては、全人口に占める児童生徒の割合、一般政府総支出や国民負担率、GDPの規模などを勘案する必要があるが、単純な比較はできないが、現下の様々な教育課題についての国民の声に応え、所要の施策を講じる必要があると述べている。

我が国が現状抱えている様々な教育課題としては、学校段階別に、幼児教育の無償化の検討、初等中等教育段階において多様な教育課題に対応するとともに一人一人の子どもに教員が向き合う環境づくり、高等学校及び高等教育段階において家庭の経済状況にかかわらず修学の機会が確保されるようにすること、高等教育において教育研究の水準を維持・向上し、国際的競争に伍していくこと、さらに、教育施設の耐震化など安全・安心な環境の整備が挙げられている。

その上で、教育投資の在り方に関し、「教育にどれだけの財源を投じるかは国家としての重要な政策上の選択の一つであることを考える必要がある」こと、「資源の乏しい我が国では、人材への投資である教育は最優先の政策課題の一つであり、教育への公財政支出が個人及び社会の発展の礎となる未来への投資であること」を明記するとともに、「上述した教育の姿の実現を目指し、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要である」との基本的な考え方を明らかにしている。

第3章では、以上のような10年間を通じて目指すべき教育の姿の実現に向

第4章では、「教育に対する財政措置とその重点的・効率的な運用」や「進捗状況の点検及び計画の見直し」など、今後5年間の施策を総合的かつ計画的に推進していくために必要な事項について記載している。

今後、本計画の着実な実施に向けて、PDCAサイクルを重視しつつ、毎年度の概算要求や制度改正等に政府全体として取り組んでいくことが求められる。

【解説】

項目	具 体 的 内 容	根 拠
教育振興基本計画の議論の発端	<p>教育振興基本計画についての議論の発端となったのは、教育改革国民会議の報告である。教育改革国民会議は、21世紀の日本を担う創造性の高い人材の育成を目指し、教育の基本に遡って幅広く今後の教育のあり方について検討するため、内閣総理大臣が有識者の参集を求めて平成12年3月に設置した会議であり、同年12月に最終報告を行った。</p> <p>最終報告では、「教育を変える17の提案」の副題の下、「教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画を」、「新しい時代にふさわしい教育基本法を」を含め、様々な観点からの教育改革の提案がなされている。</p> <p>その中で、教育振興基本計画に関しては、例えば以下のように記述されている。「教育改革を着実に実行するためには、教育改革に関する基本的な方向を明らかにするとともに、教育施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術基本計画や男女共同参画基本計画のように、教育振興基本計画を策定する必要がある。」「教育への投資を惜しんでは、改革は実行できない。教育改革を実行するための財政支</p>	「教育改革国民会議報告」(平成12年12月22日)

1 教育一般 教育振興基本計画

項目	具 体 的 内 容	根 拠
<p>教育基本法の改正</p>	<p>出の充実が必要であり、目標となる指標の設定も考えるべきである。」「これからの時代にふさわしい教育を実現するために、教育基本法の内容に理念的事項だけでなく、具体的方策を規定することである。この観点からは、教育に対する行財政措置を飛躍的に改善するため、他の多くの基本法と同様、教育振興基本計画策定に関する規定を設けることが必要である。」</p> <p>教育改革国民会議の報告を踏まえ、平成13年11月、文部科学大臣から中央教育審議会に対して「教育振興基本計画の策定」と「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方」について諮問が行われ、平成15年3月、中央教育審議会が答申を行った。本答申を受け、また、さらにその後の与党における検討を踏まえ、平成18年4月に教育基本法改正案が国会に提出され、衆参両院での審議を経て、同年12月、可決・成立した。</p> <p>改正教育基本法では、教育振興基本計画について以下のとおり規定されている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(教育振興基本計画)</p> <p>第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。</p> </div>	<p>基本法17</p>

〔教典一二三〕

二五の二三

# 索引

○この索引は、主な事項を五十音順に配列した。

○事項は、必要に応じて細区分し、体系的に理解できるようにした。

○ゴシック書体の事項は、タイトルとして取り上げているものを示した。

○細区分された事項は、ページ順に配列した。

〔例〕 学級編制

——公立義務教育諸学校	345
——公立高等学校等	355

## <あ>

アジア諸国等派遣留学生制度	1114	——効果	1610
アドミッション・オフィス入試	1069	——給与	1610
安全管理	1865	——失効	1610
安全教育	1863	育児休業に伴う臨時的任用	1611
安全・安心な学校づくり交付金	396	育児時間	1605
		いじめ問題への対応	673の102
		遺族補償	1553
		委託者	2254
		一般選抜	1060
		一般単独事業債	315

## <い>

育英奨学	1081	委任政令	144
育児休業	1608	委任・代理・専決	213
——休業の承認	1609	医療費	544
——期間	1610	違法な懲戒	
		——責任	673

——救済……………	673の2
いわゆる組合休暇……………	1523
インターネット接続計画……………	645の7

<う>

運動競技……………	1812
-----------	------

<え>

営利法人……………	2232
栄養教諭……………	1621の13
——制度……………	1849
——等基礎給料月額……………	329
——算定方法……………	330
——等算定基礎定数……………	331
——の職務……………	1850
——の養成・資格……………	1851
——の配置……………	1852
越境入学……………	539
遠距離通学費……………	639

<お>

公の施設……………	103
送り仮名の付け方……………	2105

<か>

海外子女教育……………	813の61
——政府援助……………	813の70
——振興財団……………	813の74

介護休暇……………	1521
戒告……………	1307
外国人……………	531の2
外国人学校生徒の全国高等学 校総合体育大会等への参加	

について……………	1806
-----------	------

外国人留学生……………	1101
外国政府奨学金留学生……………	1116
外部評価・第三者機関……………	900
科学技術・学術政策局……………	64
各学校段階の教育の目標……………	702
各種学校……………	2221
——定義……………	2222
——基準……………	2222
——名称……………	2222
——設置者……………	2222
——入学資格……………	2223
——修業期間……………	2224
——授業時数……………	2224
——運営……………	2225

各省への権限の配分……………	62
学群……………	1001, 1003
学芸員・学芸員補……………	1680
学習指導要領の性格……………	709
学習の評価……………	782
学術研究者に対する優遇措置……………	468
学術法人等に対する優遇措置……………	468
学術法人等を支援する者に対	